

●忘れてないかあの診療
症例研究
●落としてないかその点数

2014年度診療報酬改定

加圧根管充填処置、歯の移植手術について

2014年度診療報酬改定では、加圧根管充填や歯の移植手術の算定の取扱いが変更されました。特に加圧根管充填処置は、根管充填の当日にエックス線撮影ができない場合は後日エックス線撮影を行い、気密な根管充填を確認した段階で算定するとしていましたが、3月31日に発出された疑義解釈では「特別な理由がある場合は、根管充填及び当該処置の算定と異日にエックス線撮影を行い、根管充填の状態を確認」と明記されました。

疑義解釈を踏まえ、加圧根管充填処置および歯の移植手術の変更点を解説します。算定においては請求漏れや誤りのないようにご注意ください。

患者：39歳・男性

主訴：歯ぐきが腫れて痛い

所見：6|腫脹および疼痛あり、波動をふれる |1 2咬合痛あり

傷病名：6|Per, AA, WZ |8|被移植歯 |1 2 Per

月日	部位	療法・処置	点数
4月1日		初診	234
	6 1 2	X-Ray (D) 2F (所見 略)	48×2
	6	OA(ネオザロカインパスタ)+浸麻(スキャンドネストCl3%0.9ml)	/
		口腔内消炎手術(骨膜下膿瘍等)	230
		8mmの切開線を入れ排膿。アクリノール洗浄、アクリノールガーゼ挿入。	/
		除去(メタルコアおよびポスト)	54
		消炎拡大(開放 排膿++)	144
		処方せん料(処方内容 略)	68
4月2日		再診	45
	6	根貼(開放)	26
		切開部をSP(H ₂ O ₂)。切開部にアクリノール洗浄、アクリノールガーゼ挿入。	/
		歯管(文書提供)(添付)	110
		継続管理の希望を確認し、患者の同意を得る。	/
		消炎後6 の抜歯等を行い、抜歯窩に8 を移植。	/
4月7日		再診	45
	6	根貼(J, サンダラック)	/
		切開部をSP(H ₂ O ₂)。	/
4月14日		再診	45
	6	根貼(J, サンダラック)	/
		切開部をSP(H ₂ O ₂)。	/
4月21日		再診	45
	6	OA(ネオザロカインパスタ)+浸麻(スキャンドネストCl3%1.8ml)	/
		歯根嚢胞摘出手術(歯冠大)	800
		抜歯 注①	/
		TCコーン、スポンゼル抜歯窩に挿入。1針縫合。	/
		処方せん料(処方内容 略)	68
内容 略			
5月9日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	110
	1 2	ラバーダム	/
		感根処(単根管)	144×2
		仮封(キャビトン)	/
5月16日		再診	45
	1 2	ラバーダム	/
		根貼(FG)	26×2
		EMR(#60:1 18mm, 2 12mm)	30×2
		仮封(キャビトン)	/
5月23日		再診	45
	1 2	ラバーダム	/
		1打診痛(-)、2打診痛(±)。	/
		先に1を加圧根管充填処置し、被曝量を考慮して、後日2の加圧根管充填処置とあわせてエックス線撮影。注②	/
	1	根充(CaN+G.ポイント)	68
		加圧根管充填処置 注②③	130
	2	根貼(FG)	26
	1 2	仮封(キャビトン)	/

5月30日		再診	45
		2打診痛(-)。	/
	2	ラバーダム	/
		根充(CaN+G.ポイント)	68
		加圧根管充填処置	130
	1 2	X-Ray (D) 1F (所見 略)(添付) 注②	38
		仮封(キャビトン)	/
6月20日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	110
	8 6	X-Ray (D) 2F (所見 略)	48+38
		抜歯後の上皮及び骨梁の確認。8 移植に特に問題なし。	/
	8 6	OA(ネオザロカインパスタ)+浸麻(スキャンドネストCl3%2.7ml)	/
	8	抜歯(手術内容 略) 注①	260
	6	歯の移植手術(手術内容 略) 注①	1,300
		8 を6 部に移植。8 1針、6 2針縫合。	/
	7 6 5	TFix(エナメルボンド)	500
		処方せん料(処方内容 略)	68
6月21日		再診	45
	8 6	SP(H ₂ O ₂)。(所見 略)	/
6月27日		再診	45
	8 6	SP(H ₂ O ₂)、経過および固定部良好。8 6 抜糸。	/
	6	抜髄(3根管)	588
6月30日		再診	45
	6	EMR(#35:MB14mm, DB15mm/#45:P21mm)	60
		根充(CaN+G.ポイント)	110
		加圧根管充填処置 注④	190
		X-Ray (D) 1F (所見 略)	38

《解説》

注① 歯の移植手術は、抜歯と同日に抜去した埋伏歯または智歯を抜歯と同時に移植した場合に限り算定する取扱いから、抜歯と移植が同日でなくても算定できることになった。なお、算定時は手術内容の要点を記載する。

改定前	改定後
保存不適で抜歯した歯の抜歯窩に、同一患者から抜歯と同時に抜去した埋伏歯又は智歯を抜歯と同時に移植した場合に限り算定する	保存不適で抜歯した歯の抜歯窩に、同一患者から抜去した埋伏歯又は智歯を移植した場合に限り算定する(※下線部削除)

注② 厚労省より発出された3月31日付の疑義解釈(その1)で、加圧根管充填処置の新たな取り扱いが示された。

原則は、根充および加圧根管充填処置と同日にエックス線撮影を行うものとし、そのうえで、特別な理由がある場合は、根充および加圧根管充填処置と異日にエックス線撮影を行う取り扱いとされた。

なお、特別な理由で後日レントゲン撮影を行う場合でも、加圧根管充填処置は根充と同日に算定し、その旨をカルテに記載し、レセプトの摘要欄にも記載する。

○疑義解釈(2014年3月31日付)

(問)	加圧根管充填加算が加圧根管充填処置に見直されたが、取扱い如何。
(答)	加圧根管充填処置を実施した場合は、根管充填と当該処置を同日に算定し、併せて同日にエックス線撮影を行い、気密に根管充填が行われていることを確認すべきであるが、隣接する複数歯に対して根管充填を行い、後日にまとめてエックス線撮影を行う場合等の特別な理由がある場合は、根管充填及び当該処置の算定と異日にエックス線撮影を行い根管充填の状態を確認しても差し支えない。なお、この場合において、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

注③ 根充の加算点数であった加圧根管充填が、加圧根管充填処置として独立した区分になった。また点数は、単根管が128点から130点に、2根管が152点から156点に、3根管以上が184点から190点に引き上げられた。

注④ 歯の移植手術と一連で行った根管治療については、抜髄、根貼および根充のほかに、改定後は加圧根管充填処置も算定できることになった。

実態に即してご請求下さい